

平成17年5月24日
総務部経理用地課

入札・契約制度の改善に向けて 第二次報告 (概要)

1 第三者機関の設置

入札契約制度やその運用の透明性をさらに高めるため、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第15条に基づく「適正化指針」により、学識経験者からなる入札監視委員会等の第三者機関をできるだけ早い時期に設置すべきである。

2 新規区内業者の参入促進、優良業者の育成

(1) 新規区内業者の参入促進

創業や新分野の開拓を促すため、新規の区内業者の積極的な受け入れや、区内業者へ門戸を開けるよう、条件整備を図る必要がある。

(2) 優良業者の育成

工事業種と同様に、成果物により高い品質を求めていくために、物品・委託などの業種においても、他自治体での実績調査や業種ごとのより客観的な評価手法を検討するなど、優良業者を育成する方策を検討する。

3 社会的政策的要請を反映した多様な入札制度の導入

(1) インセンティブ入札制度の導入

「価格」競争のみによる入札から社会貢献、公共・公益的活動を入札契約制度に反映させる「政策入札」に転換する方策を検討する。

当面の試行として、「優良工事施工」、「ISO取得」、「災害対策協力」の各評価項目についてその実績を考慮するなど、入札制度の公平性を損なわない範囲内で、優先的な指名を行う制度を導入すべきである。

(2) 障害者・高齢者の就労促進への配慮

障害者や高齢者の就労促進に十分留意しつつ、特に、障害者雇用については、法定雇用率を上回る企業や就労促進を目的としている団体に対して、政策的かつ合理的な範囲内で、優先発注などに取り組んでいく必要がある。

(3) 総合評価方式の導入

談合防止や入札過程の透明性に考慮した評価項目を設定するとともに、発注者側の意向反映を可能とする「総合評価方式」による入札の導入が可能となった。

導入にあたっては、第三者機関の意見を聞くことが義務付けられているため、今後設置が検討されている第三者機関の活用を検討する。

4 電子調達への導入にあたっての区内業者への配慮

東京電子自治体共同運営協議会による電子調達システムによる電子入札の実施にあたっては、事前に区内業者に対する説明会を実施するとともに、段階的に実施するなど適切な配慮が必要である。

また、競争性の確保と区内業者への優先発注とのバランスを考慮し、案件によっては、区内業者のみによる電子入札を実施するなど配慮すべきである。

5 その他の課題

(1) 随意契約における透明性の確保

業者指定理由の一層の明確化・詳細化・基準化を進め、透明性をより高めていく。特に、プロポーザル方式については、参加業者から、あらかじめ提出書類の原則公開の同意を得る方式により、審査後の関係書類の公開を検討する。

(2) 委託案件における最低制限価格制度の導入

ダンピング防止や他区の動向等を踏まえ、一定金額以上の設計、建物清掃等の委託案件について、最低制限価格制度の導入を進める。

(3) 競争性を高める新たな措置の導入

今後の電子入札の導入を見据え、一般競争入札の拡大、現場説明会の廃止等を進めるとともに、指名競争入札における入札参加者の増加措置など、新たな基準を設け、競争性をより高めていく必要がある。

さらに、国の「行政効率化推進計画」において原則廃止が提唱されている特定JV方式による発注については、区内業者への発注機会の拡大とのバランスを考慮しつつ、見直しを検討する。